

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県規則第二十三号

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

(児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)  
第一条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年広島県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第十条の二を削る。

第十一条を次のように改める。

(情報の提供等)

第十一條 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。  
2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

第十二条の見出しを削り、同条を第十二条の二とし、同条の前に次の二条を加える。

(身分を証する書類の携行)

第十二条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

第十三条第一項を次のように改める。

第三条から第十条までの規定は共生型児童発達支援の事業について、第三条から第七

条まで、第八条第一項、第九条及び第十条の規定は基準該当児童発達支援、共生型放課後等デイサービス及び基準該当放課後等デイサービスの事業についてそれぞれ準用する。

第十三条第二項中「第七条第一項」を削り、「第十条第二項第三号」を「第十条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第三号に改め、同条第三項中「第三条から第七条まで」を「第三条から第六条まで」に、「第九条及び第十条」を「及び第九条から第十一条まで」に改め、「体制」との下に「第十条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第三条から第七条まで、第八条第一項、第九条及び第十条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、同条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

4 第三条から第六条まで、第八条第一項及び第九条から第十一条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年広島県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の二条を加える。

(共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業に関する準用)

第八条の二 第三条から第七条までの規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第十八条を次のように改める。

(共生型生活介護の事業に関する準用)

第十八条 第三条、第五条、第六条、第十一条、第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第二十条の次に次の二条を加える。

(共生型短期入所の事業に関する準用)

第二十条の二 第三条、第五条から第七条まで、第十一条、第十三条、第十六条及び第十九条の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第二十五条の次に次の二条を加える。

(共生型自立訓練（機能訓練）の事業に関する準用)

第二十五条の二 第三条、第五条、第六条、第十一条、第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第二十八条の次に次の二条を加える。

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業に関する準用）

第二十八条の二 第五条、第六条、第十一条、第十三条、第十六条、第二十六条及び第二十七条の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第三十二条の三を第三十二条の八とし、第三十二条の二を第三十二条の七とし、第三十二条の次に次の二条を加える。

（指定就労定着支援の事業に関する就労に向けた支援）

第三十二条の二 条例第一百七十九条の二に規定する就労に向けた支援として規則で定めるものは、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援とする。

（指定就労定着支援の事業に関する支援の提供の期間）

第三十二条の三 条例第一百七十九条の二の規則で定める期間は、三年間とする。

（指定就労定着支援の事業に関する記録の整備）

第三十二条の四 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一次条において準用する第三条第一項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項

二 条例第一百七十九条の十一において読み替えて準用する条例第五十四条第一項に規定する就労定着支援計画

三 条例第一百七十九条の十一において読み替えて準用する条例第二十九条に規定する市町村への通知に係る記録

四 条例第一百七十九条の十一において準用する条例第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に対して講じた措置の記録  
（指定就労定着支援の事業に関する準用）

第五 条例第一百七十九条の十一において準用する条例第三十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に対して講じた措置の記録  
（指定就労定着支援の事業に関する準用）

（指定自立生活援助の事業に関する準用）

第三十二条の六 第三条から第六条まで、第十一条及び第三十二条の四の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第三十三条の二を第三十三条の五とし、第三十三条の次に次の二条を加える。

(日中サービス支援型指定共同生活援助の事業に関する従業者)

第三十三条の二 条例第一百八十六条の四第一項第二号の規則で定める数は、次に掲げる数の合計数とする。

- 一 区分省令第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除して得た数
- 二 区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除して得た数
- 三 区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除して得た数
- 四 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除して得た数

(日中サービス支援型指定共同生活援助の事業に関する社会生活上の便宜の供与等)

第三十三条の三 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。  
(日中サービス支援型指定共同生活援助の事業に関する準用)

第三十三条の四 第十五条、第六条、第十条、第十一條、第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十四条第二項第一号中「条例第五十四条第一項」とあるのは「条例第一百八十六条の十において読み替えて準用する条例第五十四条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三十三条の四において準用する第十条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第一百八十六条の十において準用する条例第八十条」と、同項第四号中「条例第六十七条第二項」とあるのは「条例第一百八十六条の十において準用する条例第六十七条第二項」と、同項第五号及び第六号中「条例第六十八条」とあるのは「条例第一百八十六条の十」と、第十六条中「協力医療機関」とあるのは「協力医療機関及び協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。